平成２３年（フ）第６０９号
京都府八幡市八幡土井４番地の10　シャンティ石清水302号
債務者　佐久間伸勝
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６１７号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地４棟107号
債務者　谷口　英明
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６１８号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地４棟107号
債務者　谷口　秀美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６２０号
京都市山科区北花山西ノ野町３番地８アオゾラ荘２Ｆ８
債務者　久保こと　金　登志光
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６８１号
京都市南区久世大築町47番地　市営住宅１棟405号
債務者　谷田　絹代
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９６号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－１棟203号
債務者　髙城　義弘
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３３号
京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台２丁目42番18号
債務者　馬場　大輔
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
京都府舞鶴市字泉源寺171番地８―Ｍ５棟306号
債務者　平田　尚美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１８４３号
堺市西区鳳北町７丁134番地、前住所神奈川県座間市入谷４丁目1881番地の39
債務者　山下　三雄
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
大阪府藤井寺市西古室１丁目18番８号
債務者　ＴＹＫエージェンシーこと　吉本　則男
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
大阪府松原市河合２丁目６番22号
債務者　酒井　正徳
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４２２号
大阪府富田林市久野喜台２丁目12番149―403号
債務者　宮田　知行
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４４０号
堺市北区北長尾町８丁２番２号　103号
債務者　大橋　　弘
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４９３号
大阪府松原市天美東６丁目18番20号
債務者　村上　美紀
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５０７号
堺市北区百舌鳥陵南町２丁680番地　レジデンス光201号
債務者　岡林　茂樹
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５１１号
大阪府柏原市大正２丁目８番33―205号　中谷知子方、住民票上の住所奈良県香芝市五位堂３丁目587番地の３　サイプリッシュ五位堂506号
債務者　日下　孝三
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係